

## ときわ公園ロゴタイプの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、企業、団体及び個人がお土産等営利を目的とした事業に、ときわ公園ロゴタイプ（以下「ロゴ」という。）を使用する際に、必要な手続きを定める。

### (使用許可申請及び使用許可)

第2条 お土産等営利を目的とした事業に、ロゴを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ宇部市長（以下「市長」という。）に「ときわ公園ロゴタイプ使用許可申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し「ときわ公園ロゴタイプ使用許可書」（様式2。以下「使用許可書」という。）により通知する。

3 市長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付すことができる。

4 本市、本市関係団体等及び報道機関が報道または広報の目的で使用するときは、すべての事務手続きを省略し、口頭での通知で可能とする。

5 個人等の営利等を目的としない使用については、使用許可申請の手続きは必要としない。

### (申請書の添付資料)

第3条 申請書にはロゴを使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付すること。

### (使用許可の期間)

第4条 ロゴの使用許可の期間は、許可日から1年間とする。

### (使用許可の制限)

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しない。

- (1) ロゴを「ときわ公園ロゴタイプ使用マニュアル」に沿って使用しないとき、または、そのおそれがあると認めるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (4) その他市長がロゴの使用について適当でないと認めるとき。

### (使用責任)

第6条 市長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、宇部市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、ロゴの使用に際して、故意または過失により宇部市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

### (使用許可の変更)

第7条 使用者は、許可事項に大きな変更が生じるときは、元の使用許可書と見本を添えて申請書を提出し、改めて使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付すること。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し使用許可書により通知する。

(使用許可の撤回届)

第8条 使用者は、本件ロゴを使用する必要がなくなったときは、「ときわ公園ロゴタイプ使用許可撤回届」（様式第3号）に、使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第9条 市長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。また、文書により許可の取り消しを通知する。

(1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。

(2) 申請内容と異なるとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 宇部市は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 市長は、使用を許可したロゴの使用状況について、調査をすることができる。使用者は市長から要請を受けた場合は、ロゴの使用実態を報告及び使用商品等を提供しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第11条 市長は、ロゴの使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、宇部市個人情報保護条例（昭和62年宇部市条例第16号）を準用し、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第12条 ロゴの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にロゴを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。